

別表1 事業内容等

| 事項 | 事業内容 | 事業実施主体 | 交付率及び助成額 |
|------------------------------|---|---|---|
| <p>1 新商品開発・販路開拓の実施</p> | <p>農林水産物等を活用した新商品開発・販路の開拓を推進するため、次の取組を実施する。</p> <p>(1) 新商品開発 農林水産物等を活用し、消費者等の需要に即した新商品の開発に必要な試作やパッケージデザインの開発、安全性を確保するための成分分析等を実施する。 なお、本取組は、確実に産業として成り立つ新商品を開発する観点から、事業実施期間中において3回を限度として、試作品の改良や分析を行うことができるものとする。</p> <p>(2) 販路開拓 ア 新商品として開発された試作品の試食会及び試験販売を行い、消費者等の評価の集積を実施する。 イ 地域で生産された農林水産物等を活用した商品の販路を開拓するための商談会等への出展を行う。</p> | <p>農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、市町村協議会、特認団体</p> | <p>1 交付率は、1/2以内とする。</p> <p>2 事業実施期間における助成額の上限は500万円とする。ただし、事項1から3までの取組のうち、いずれか1つあるいは複数の取組を実施する場合であっても、500万円とする。</p> <p>3 事項4の取組と併せ行う場合にあつては、助成額の総額が500万円を超えないこととする。</p> |
| <p>2 直売所の売り上げ向上に向けた多様な取組</p> | <p>農林水産物等の直売所の売り上げ向上に向け、次の取組を実施する。</p> <p>(1) 直売所の運営体制強化及び経営改善を図るための検討会及び研修会の開催</p> <p>(2) 農林水産物等を活用したインバウンド等需要向け新商品の開発及び消費者評価会の開催</p> <p>(3) 観光事業者等とのツアー等の企画及び直売所の販売額向上のための料理講習会等のイベントの実施</p> <p>(4) 効率的な集出荷システムを構築するための実証の実施</p> | | <p>4 事業と併せて行う設備・機器の導入に係る助成額の上限は、設備・機器の導入以外の助成額よりも低い額とする。</p> |

| | | | |
|-----------------------------------|---|---|--|
| <p>3 多様な地域資源を新分野で活用する取組</p> | <p>地域資源を活用した新事業や付加価値の創出を図るため、次の取組を実施する。</p> <p>(1) 地域資源活用価値創出対策の実施に必要な経営戦略の策定</p> <p>(2) 多様な事業主体と連携するための事業実施体制の構築</p> <p>(3) ワークショップ等を通じたビジネスアイディアの創出</p> <p>(4) 新事業・サービスの展開 等</p> | | |
| <p>4 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の促進</p> | <p>地域資源を活用した新事業や付加価値の創出を図るため、実用化の可能性がある研究開発成果の利用を促進するため、次の取組を実施する。</p> <p>(1) 新技術等の導入実証 現場段階における新技術等の導入実証や利用体系の確立、コスト分析等を行う取組</p> <p>(2) 試作品の製造・評価、新商品等の生産・製造手法の確立 商品化に向けた品質・機能性成分等の分析や試作品の製造、評価等を行う取組</p> <p>(3) 新技術等を活用した新商品等の試験販売、販路開拓 新商品等の開発、商品デザインの作成、試験販売及びマーケティング等を行う取組</p> | <p>農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、市町村協議会、特認団体、コンソーシアム</p> | <p>1 交付率は、定額とする。</p> <p>2 事業実施期間における助成額の上限は、500万円とする。</p> <p>3 事項1から3までの取組と併せ行う場合にあっては、助成額の総額が500万円を超えないこととする。</p> |